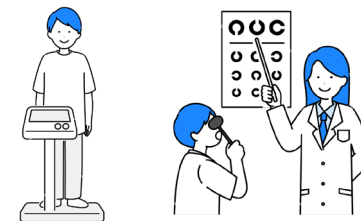


健康診断の意義等

- 近年、児童生徒等が抱える現代的な健康課題が身体面のみならず**心理・社会面も含めて多様化・複雑化**しており、疾病や異常の早期発見等の従来の健康診断の役割に加え、健康課題を有する児童生徒等を把握し、健康相談、保健指導、健康教育につなげる役割や、**小児期からの切れ目のない予防医療**の観点から活用していくことも期待されている。
- 一方で、**学校医等の確保が困難**な地域があることや、**学校における働き方改革の一層の推進**が求められていることを踏まえ、**持続可能な実施体制の確保**に向け、健康診断の各項目の必要性や実施方法等を改めて整理することが必要。



健康診断の実施項目・実施方法

- 「身長及び体重」について、発育の評価に当たり経時的な評価が重要であることや多くの学校で作成していること等を踏まえ、**成長曲線(身長曲線・体重曲線)の作成及び評価**を追加
- 「視力」及び「聴力」については現行どおりの取扱いを維持。一方、「眼の疾病及び異常の有無」及び「耳鼻咽喉頭疾患の有無」については、眼科医や耳鼻咽喉科医の確保状況や、児童生徒等一人ひとりに対する丁寧な診察の確保等を踏まえ、地域の実情に応じ、**一定の学年において実施することとし、それ以外の学年では省略も可能**となるよう見直し(※)
- (※)「眼の疾病及び異常の有無」は、小1～小4、小6、中1、中3、高2、「耳鼻咽喉頭疾患の有無」は、小1、小3、小5、中1、高1で必ず実施。
- 「結核の有無」について、学校における結核集団感染の状況等を踏まえ、**対象学年や実施方法**の見直し
- 「尿」について、学校での実施状況等を踏まえ**尿中の潜血**を追加
- 心の健康の保持のための健康診断等の在り方について、**児童生徒等の自殺リスクや心の不調の把握方法等**を整理

健康診断の実施時期

- 6月30日までとしている健康診断の実施時期について、学校医等の確保が困難な状況や、一人ひとりに対して丁寧な診察を行う体制を確保する観点から、地域の実情に応じ、学校医等による診断を要する検査項目は**実施時期を緩和するよう見直し**

児童生徒等のプライバシーや心情への配慮

- 疾病や異常を適切に把握するための検査・診察の質を確保するとともに、プライバシーや心情に十分配慮することが重要
- 過去に文部科学省から発出した通知等の趣旨が、**学校、学校医及び保護者の間で十分共有されるよう改めて周知**
 - ✓ 男女別の検査・診察や個別スペースの確保等の取組の実施
 - ✓ 正確な検査・診察のため、一部の検査項目について、視触診や聴診を行う部位が見えるように体操服・下着やタオル等をめくる場合があることについての丁寧な事前説明 等

今後引き続き検討すべき事項

(1) 健康診断を受けることができなかった児童生徒等に対する健康診断

- 各学校での対応だけでなく、学校設置者である教育委員会と地域の関係機関が連携し、地域全体で取り組むための仕組みの構築について検討

(2) 健康診断に求められる役割を踏まえた実施体制の在り方

- 児童生徒等の健康の保持増進や小児期からの切れ目のない予防医療につなげていく観点から、学校医・学校歯科医制度を基盤としつつ、地域の医療機関や関係行政機関等との連携を強化するために、学齢期における健康診断について引き続き検討

(3) 学校健康診断情報の利活用

- PMHとの連携も見据え、学校、家庭、地域の医療機関、自治体等の関係機関において、学校健康診断情報を適切に共有・活用できる仕組みを検討

主な議論の状況・今後の方向性(1/2)

健康診断の実施項目・実施方法

○身長及び体重/栄養状態

- ・児童生徒等の発育の評価に当たっては、成長曲線(身長曲線・体重曲線)を活用して経時的に評価することが重要であり、校務支援システムの普及に伴い、成長曲線の作成が一定程度行われていること等を踏まえ、成長曲線の作成及び評価について、法令上位位置付けることを検討することが適当。

○視力/眼の疾病及び異常の有無(※1)

- ・「視力」については、引き続き、高校段階まで毎学年実施することが適当。
- ・「眼の疾病及び異常の有無」については、一部の学年について実施し、その他の学年については日常の健康観察や保健調査等を踏まえて対応可能とすることも必要。
- ・近視等の眼の疾患については、デジタルデバイスの長時間使用やコンタクトレンズの不適切使用等の生活習慣に起因する場合もあり、これらの予防に向けた学校医等による健康教育の推進が必要。

○聴力/耳鼻咽喉頭疾患の有無(※2)

- ・「聴力」については、引き続き、現行どおりの取扱いとすることが適当。
- ・「耳鼻咽喉頭疾患の有無」については、一部の学年について実施し、その他の学年については日常の健康観察や保健調査等を踏まえて対応可能とすることも必要。

【留意事項】(※1、2)

- 「眼の疾病及び異常の有無」及び「耳鼻咽喉頭疾患の有無」については、眼科医や耳鼻咽喉科医が診断を行うことが望ましい。
- 地域の実情により省略せずに実施することが可能である場合には、全学年全員に診断を行うことが望ましい。
- また、省略する学年においても、日常の健康観察、保健調査、視力検査/聴力検査の結果、前年度の健康診断の結果、児童生徒等や保護者の希望等を踏まえ、個別に診察の対象とすることや、健康相談や保健指導を実施することが重要。

○結核の有無(※3)

- ・小学校及び中学校については、第一学年において、問診を行い、高まん延国での居住歴がある場合等、必要と認める児童生徒について胸部エックス線検査等を実施することとし、第二学年以降については、日常の健康観察において長引く咳や痰等の症状に留意し、適宜、医療機関への受診を勧めることとすることが適当。
- ・高等学校、高等専門学校及び大学については、引き続き、第一学年において胸部エックス線検査を実施することが適当。

【留意事項】(※3)

- 転入学等で第一学年時に問診等を行っていない場合には、転入学時等に際して問診等を実施することが適当。

○尿

- ・尿は、尿中の蛋白、糖等について検査することとなっているが、IgA腎症の発見に当たっては、尿潜血が重要な所見となること等を踏まえ、方法及び技術的基準において、尿中の潜血等を検査項目として追加することが適当。

○心の健康の保持のための健康診断等<自殺対策基本法第17条第3項関係>

- ・日々の学校生活において、1人1台端末等を活用した「心の健康観察」等も通じて、児童生徒等の自殺リスクや心の不調からくる心身症状等を把握することが重要。
- ・また、健康診断を実施する際にも、保健調査票等を活用し、保護者等からの情報を踏まえて、所見を有する児童生徒等を把握し、健康相談や保健指導を実施したり、必要に応じてスクールカウンセラーや医療機関への相談等につなげたりすることが必要。
- ・学校における児童生徒等の自殺リスクや心の不調からくる心身症状等を把握し、必要な支援につなげる観点から、専門医や学校関係者の意見を踏まえつつ、一定の考え方を整理することが必要。

健康診断の実施時期

- ・地域によっては、学校医等の確保が困難であり、期限までに全ての項目について実施することが難しい状況が生じていること
- ・実施時期に一定の柔軟性を持たせることにより、児童生徒等一人一人に対してより丁寧に診察を行うことが可能となると考えられることを踏まえ、健康診断の実施時期については、見直しを行うことが適当。

【留意事項】

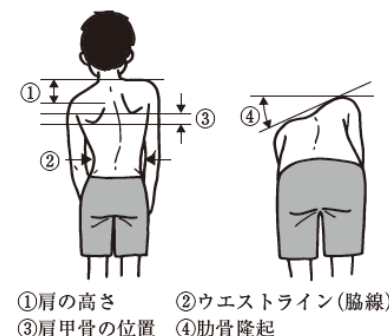
- ・成長発達の過程にある児童生徒等においては、身長・体重等の測定や脊柱等の検査を行うことが毎年同じ時期に実施することが望ましいこと
- ・健康診断の結果を踏まえ、学校生活において必要な配慮等を行う観点からは、可能な限り早く実施することが望ましいこと

等を踏まえ、保健調査、身体計測、視力及び聴力の検査、問診、胸部エックス線検査、尿の検査その他の予診的事項に属する検査については、6月30日までに実施することが適当。また、学校医等による診断については、必ずしも6月30日までにを行うことを求めないこととし、地域の実情に応じて実施できることとすることが適当。ただし、学校医等による診断についても可能な限り速やかに実施することが望ましい。

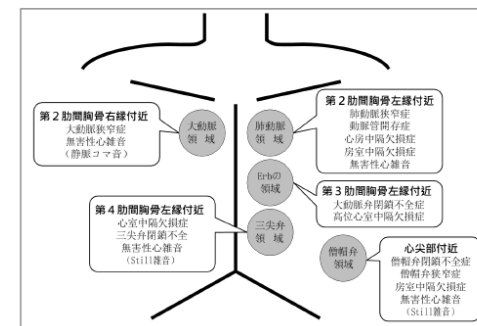
主な議論の状況・今後の方向性(2/2)

児童生徒等のプライバシーや心情への配慮

- 健康診断の実施に当たっては、疾病や異常を適切に把握するための検査・診察の質を確保するとともに、児童生徒等のプライバシーや心情に十分配慮することが重要。
- 過去に文部科学省から発出された通知や事務連絡の趣旨が、学校、学校医及び保護者の間で十分共有されるよう、改めて各学校に対し、以下の点について周知を行うことが必要。
 - (1) 児童生徒等のプライバシーや心情に配慮することが重要であり、男女別の検査・診察や個別のスペースの用意等の取組を行うこと
 - (2) 検査・診察の場面においては、正確な検査・診察のため、特に①脊柱の疾病及び異常の有無、②胸郭の疾病及び異常の有無、③心臓の疾病及び異常の有無、④皮膚疾患の有無については、視触診や聴診を行う部位が見えるように体操服・下着やタオル等をめくる場合があることについて、児童生徒等及び保護者の理解を得るよう努めること
 - (3) 学校医と相談し、共通理解を持った上で、児童生徒等及び保護者に対して、健康診断の意義や重要性、検査・診察の内容や方法(正確な検査・診察のため、視触診や聴診を行う部位が見えるように体操服・下着やタオル等をめくることを含む。)、プライバシーや心情に配慮した対応等について、事前に丁寧に説明を行うこと
 - (4) 児童生徒等及び保護者に事前に丁寧な説明を行った上で、理解が得られなかった場合については、文書等にて、体操服・下着やタオルの上からの診察では疾病や異常が見逃される可能性があることについて説明し、学校において検査・診察を受けるか、又は個別に医療機関を受診するかについて意思確認を行うことも有効であること



【脊柱の検査例】



【聴診器を当てる場所の例】

今後引き続き検討が必要な事項

児童生徒等の健康の保持増進や小児期からの切れ目のない予防医療につなげていく観点から、学校医・学校歯科医制度を基盤としつつ、地域の医療機関や関係行政機関等との連携を強化するために、学齢期における健康診断について引き続き検討を進めることが必要。

(1) 健康診断を受けることができなかった児童生徒等に対する健康診断

- 不登校、長期欠席その他の事情により学校において健康診断を受けることができなかった児童生徒等についても、健康診断を受ける機会を確保する観点から、その対応の在り方について引き続き検討。

(2) 健康診断に求められる役割を踏まえた実施体制の在り方

- 学齢期における健康診断について、健康診断に求められる役割の充実と、学校医・学校歯科医及び教職員の負担軽減との両立を図る観点から、その実施体制の在り方について引き続き検討。
- 学校単位での対応が困難な検査や取組への対応も見据え、学校医・学校歯科医制度を基盤としつつ、地域の医師会、健診機関、医療機関、行政機関(教育部局、保健福祉部局)等が連携した実施体制の在り方について検討。

(3) 学校健康診断情報の利活用

- 学校健康診断情報の利活用については、児童生徒等及び保護者による活用に加え、学校健康診断情報を必要に応じて適切に引き継ぎ、活用できる観点から引き続き検討。その際、PMHとの連携も見据えながら、学校、家庭、地域の医療機関、自治体等の関係機関において、適切に共有・活用できる仕組みについて検討。
- 学校健康診断情報と他の保健医療情報との連携による利便性の向上や、保健調査等を含む学校保健関係事務の効率化の可能性についても検討。